

平成 31 年 1 月  
東京税関業務部

各 位

関税定率法第 14 条第 10 号に係る輸出時の同一性確認資料について

関税定率法第 14 条第 10 号に係る輸出時の同一性確認資料（写真等）について、部数等以下内容について今般一部認識に相違がみられたことから、改めてお知らせ致します。

【部数について】

写真等資料の提出については、1 部で構いません。（税関で確認後、施封して返却します）

【写真資料について】

同一品番が複数ある場合、以下のどちらの撮影方法でも構いません。

- 全商品
- 同一品番 1 点ずつ

印刷方法については、同一性の確認の必要な範囲で求めるものとなるため、例えば、宝飾品のような繊細な色の識別が必要なものは、カラー印刷が必要な場合があります。

※ 電子申告（MSX業務）による資料の提出について

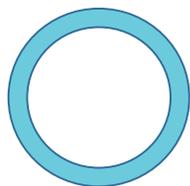
NACCSの仕様上、輸出申告が区分 1 になった場合はMSX業務ができませんが、「関税減免戻税コード（輸出）」として「11417」を利用することにより、区分が「1 Y（簡易審査・書類提出要）」となり、MSX業務による資料の提出が可能となります。

【問合せ先】

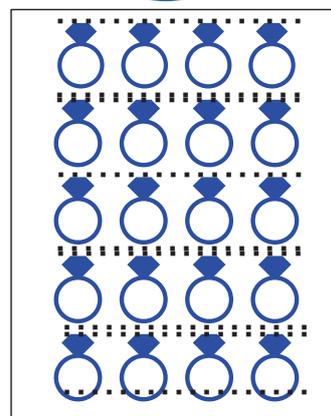
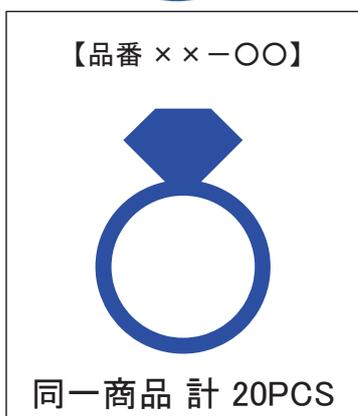
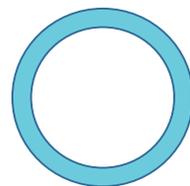
東京税関業務部通関総括第1部門（電話 03-3599-6337）  
東京税関業務部通関総括第2部門（電話 03-3599-6338）

## 写真資料について

- ・写真の撮影について、同一品番で複数のものがある場合は、一つで構いません。  
(例えば、規格、材質等が同一の品番を1枚の画像。5種類×各10点なら5枚の画像)
- ・カラー印刷については、同一性の確認が必要な範囲で求めるものとなります。  
(例えば、宝飾品のような繊細な色の識別が必要なものは、カラー印刷が必要な場合があります)



どちらも可能です



## 写真資料 例

貨物

